

普通肥料を登録する場合の手続き

宮城県農政部
みやぎ米推進課環境対策保全班

普通肥料の登録に必要な書類については、次のとおりです。

	提出書類等	提出部数
<input type="checkbox"/>	肥料登録申請書	1部
<input type="checkbox"/>	申請者が 個人 の場合 次の①、②のいずれかを添付してください。 ①住民票の写し（最新のもの。写しの提出も可） ②運転免許証の写し（表・裏両面）	1部
	申請者が 法人 の場合 次の①、②のいずれかを添付してください。 ①登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書） ※最新のもの。写しの提出も可。 ②定款の写し	
<input type="checkbox"/>	生産工程図（牛、めん羊、山羊の部位が原料の場合、管理（摂食防止）措置を確認）	1部
<input type="checkbox"/>	分析証明書（自社分析値でも可）	1部
<input type="checkbox"/>	登録する肥料の見本品 500g	1部
<input type="checkbox"/>	登録手数料 35,000円（宮城県収入証紙で納入。貼付せず添付してください。）	1部
<input type="checkbox"/>	肥料生産に係る関係法令チェックシート	1部
<input type="checkbox"/>	製造基準適合確認書（大臣確認書）もしくは原料供給管理票の写し （牛、めん羊、山羊由来の原料を使用する場合）	1部
<input type="checkbox"/>	植害試験の成績（「菌体肥料」、 「乾燥菌体肥料」を登録する場合）	1部

※申請者が他者の工場等を賃貸して普通肥料を生産する場合の添付書類

	提出書類等	提出部数
<input type="checkbox"/>	生産設備の貸借による肥料の生産に関する届出書	1部
<input type="checkbox"/>	「賃貸借契約書」の写し	1部
<input type="checkbox"/>	生産する工場の見取り図	1部

※申請者が他者に委託して普通肥料を生産する場合の添付書類

	提出書類等	提出部数
<input type="checkbox"/>	委託による肥料の生産に関する届出書	1部
<input type="checkbox"/>	「委託生産契約書」の写し	1部
<input type="checkbox"/>	生産する工場の見取り図	1部

【記載例】

様式第1号（日本工業規格A4）

肥料登録申請書



令和〇年〇〇月〇〇日

申請書に記載した年月日を記入してください。

宮城県知事 村井嘉浩 殿

住所 宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇-〇

氏名 宮城肥料株式会社
代表取締役 宮城 太郎

同一の氏名、住所を記入してください。

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

宮城肥料株式会社
代表取締役 宮城 太郎
宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇-〇

2 肥料の種類 副産石灰肥料
公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されているとおりに種類名を記載してください。

3 肥料の名称 あおば副産石灰I号
主成分の含有量又はその効果に関して誤解を生じる恐れのある名称は認められません。

4 保証成分量その他の規格

保証成分量(%) アルカリ分 50.0

以下の点に注意して記載してください。

- ① 公定規格で定められた主成分の最小量以上であること。
- ② 保証成分量の記載順序や小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄の記載に合わせて表記すること。

その他の規格 含有を許される有害成分の最大量(%)
アルカリ分の含有率1.0%につき
ニッケル 0.01
クロム 0.1
チタン 0.04
最大限量
ニッケル 0.4
クロム 4.0
チタン 1.5

公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」及び「その他の制限事項」について記載してください。「含有を許される有害成分の最大量(%)」及び「その他の制限事項」がいずれも空欄の場合は、「該当なし」と記載してください。記載事項が多い場合は、「公定規格のとおり」と記載してください。

(次のページに続く→)

(前のページからの続き→)

5 生産する事業場の名称及び所在地

事業所の名称 宮城肥料株式会社 上杉工場
事業所の住所 宮城県仙台市青葉区上杉〇丁目〇-〇

6 保管する施設の所在地

宮城県仙台市太白区長町〇丁目〇-〇

7 植物に対する害に関する栽培試験の成績（別紙のとおり）

該当なし。

※県登録では「乾燥菌体肥料」のみ該当します。それ以外の肥料は「該当なし」と記載してください。

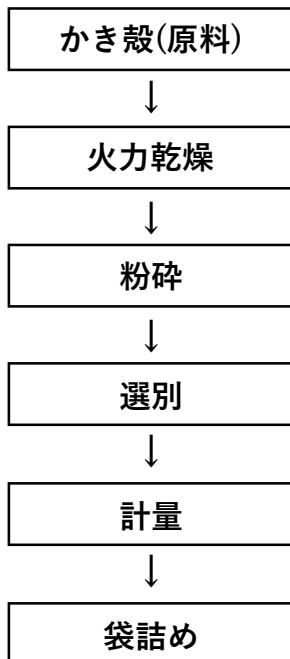
8 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項

(別紙のとおり)

← 申請書に生産工程図等の記載事項が収まりきらない場合は、別紙に記載の上、申請書に添付してください。

※生産工程の概要が必要な肥料の種類である場合は、生産工程図を記載してください。
それ以外の肥料は「該当なし」と記載してください。

【生産工程図の例】



備考

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第1条及び第2条の2に掲げる肥料以外の肥料にあつては7を記載しなくてよい。